第五号」に、「（次項」を「（第九項」に、「計算に」を「計算における同号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。第九項において「前事業年度等」という。）の月数とが異なる場合には、第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は前項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）に」に、「規定する調整対象前年度」を「規定する調整対象年度」に、「給与等支給額は」を「給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）は」に改め、同項第一号中「（当該合併により設立したものを除く。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「適用年度開始」を「基準日から当該適用年度開始」に、「を含む事業年度（当該前日を含む」を「までの期間内の日を含む各事業年度（その」に、「、当該連結事業年度」を「当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人が当該適用年度開始の日においてその設立の日（法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立の日をいう。以下第十三項までにおいて同じ。）の翌日以後一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）を経過していない法人（次号及び第九項第二号において「未経過法人」という。）に該当する場合には基準日から当該合併法人の設立の日の前日までの期間を当該合併法人の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む」に、「「調整対象前年度」を「「調整対象年度」に、「次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする」を「当該各調整対象年度ごとに当該合併法人の当該各調整対象年度に係る給与等支給額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「適用年度」を「基準日から適用年度」に、「を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）」を「までの期間内」に、「当該調整対象前年度については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする」を「基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該合併法人が未経過法人に該当する場合には基準日から当該合併法人の設立の日の前日までの期間を当該合併法人の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人の当該各調整対象年度に係る給与等支給額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額を加算する」に改め、同項の次に次の一項を加える。

8　前項に規定する月別給与等支給額とは、その合併に係る被合併法人の各事業年度（当該被合併法人の連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）に係る給与等支給額をそれぞれ当該各事業年度等の月数で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

第二十七条の十二の五第十三項中「第四十二条の十二の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、「分割法人等又は分割承継法人等」を「分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「若しくはロ又は第三号」を「又はロ」に、「適用年度における」を「適用年度の」に、「計算に」を「計算における法第四十二条の十二の五第三項第五号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合には、第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）に」に、「調整対象前年度に係る給与等支給額は」を「調整対象年度に係る給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）をいう。以下この条において同じ。）に、「調整対象前年度ごとに」を「各調整対象年度に係る給与等支給額」に、「控除した金額」を「控除する。」に改め、同号イ中「現物分配」を「法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）」に、「適用年度開始」を「基準日から当該適用年度開始」に、「を含む事業年度（当該前日を含む」を「までの期間内の日を含む各事業年度（その」に、「連結事業年度。」を「期間内の日を含む連結事業年度。」に、「調整対象前年度」を「「調整対象年度」に、「調整対象前年度に」を「各調整対象年度に」に改め、「第十項に規定する」及び「（以下この項において「移転給与等支給額」という。）」を削り、同号ロ中「適用年度」を「基準日から適用年度」に、「を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）」を「までの期間内」に、「当該調整対象前年度について」を「基準日から当該分割等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当するものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、「調整対象前年度ごとに」を「各調整対象年度ごとに」に、「との合計額」を「を加算する。」に改め、同号イ中「に限る」を「とする」に、「の適用年度開始」を「の基準日から当該適用年度開始」に、「を含む事業年度（当該前日を含む」を「までの期間内の日を含む各事業年度（その」に、「、当該連結事業年度」を「当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む」に、「「調整対象年度」に、「調整対象前年度に」を「各調整対象年度に」に改め、「第九項に規定する」及び「（以下この号及び次号において「月別移転給与等支給額」という。）」を削り、同号ロ中「適用年度」を「基準日から適用年度」に、「を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象前年度開始の日」を「基準日」に、「調整対象前年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了」に、「に限る」を「とする」に、「当該調整対象前年度について」を「基準日から当該分割等の日の前日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日）までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）について」に、「調整対象前年度に含まれる」を「各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）をいう。以下この条において同じ。）は」に、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項第一号中「調整対象前年度ごとに」を「各調整対象年度ごとに」に、「調整対象前年度に係る給与等支給額」を「各調整対象年度に係る給与等支給額」に、「控除した金額」を「控除する。」に改め、同号イ中「現物分配」を「法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）」に、「適用年度開始」を「基準日から当該適用年度開始」に、「を含む事業年度（当該前日を含む」を「までの期間内の日を含む各事業年度（その」に、「連結事業年度。」を「期間内の日を含む連結事業年度。」に、「調整対象前年度」を「「調整対象年度」に、「調整対象前年度に」を「各調整対象年度に」に改め、「第十項に規定する」及び「（以下この項において「移転給与等支給額」という。）」を削り、同号ロ中「適用年度」を「基準日から適用年度」に、「を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）」を「までの期間内」に、「当該調整対象前年度について」を「基準日から当該分割等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象前年度開始の日」を「基準日」に、「調整対象前年度終了」を「適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了」に、「に限る」を「とする」に、「当該調整対象前年度について」を「基準日から当該分割等の日の前日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日）までの期間内の日を含む各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）について」に、「調整対象前年度に含まれる」を「各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の四項を加える。

10　前項第二号に規定する月別移転給与等支給額とは、その分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る分割法人等の当該分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）前に開始した各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項及び次項において「事業年度等」という。）に係る移転給与等支給額をそれぞれ当該各事業年度等の月数（分割等の日を含む事業年度等（以下この項及び次項において「分割事業年度等」という。）にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月（分割事業年度等にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）に係るものとみなしたものをいう。